4　都道府県貸付金の貸付けの条件の基準は、次に掲げるとおりとした。（第八条第二項関係）

㈠　融資機関は、都道府県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならないものとすること。

㈡　融資機関は、都道府県知事が当該融資機関の業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとすること。

5　融資機関が償還金の支払を猶予したときは、当該猶予に係る都道府県貸付金に係る債権について、都道府県知事は、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができることとした。（第八条第三項関係）

二　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係

認定農商工等連携事業を実施するのに必要な経営等改善資金に係る都道府県貸付金の償還期間及び据置期間を延長することとした。（第四条第二項関係）

三　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令の一部改正関係

認定生産製造連携事業を実施するのに必要な経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金に係る都道府県貸付金の償還期間を延長することとした。（第六条第二項関係）

四　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令の一部改正関係

認定総合化事業を実施するのに必要な経営等改善資金に係る都道府県貸付金の償還期間及び据置期間を延長することとした。（第四条第二項関係）

五　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

六　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（政令第二二七号）（厚生労働省）

一　社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係

1　社会福祉士試験の受験に係る手数料の額を一万九、三七〇円とすることとした。（第一二条第一項関係）

2　介護福祉士試験の受験に係る手数料の額を一万八、三八〇円とすることとした。（第一二条第二項関係）

二　精神保健福祉士法施行令の一部改正関係

精神保健福祉士試験の受験に係る手数料の額を二万四、一四〇円とすることとした。（第二条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第二二八号）（厚生労働省）

1　東京都中野区及び奈良市を児童相談所を設置する市に指定することとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二二九号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正

1　老齢基礎年金の支給の繰下げの際に加算する額について、増額率を算出する際に乗じる月数の上限を六〇月から一二〇月とすることとした。（第四条の五第一項関係）

2　老齢基礎年金の支給の繰上げの際に減ずる額について、減額率を算出する際に乗じる率を、〇〇〇分の五から一、〇〇〇分の四とすることとした。（第一二条第一項関係）

二　国民年金基金令の一部改正

1　老齢基礎年金の支給の繰下げの申出をした者に対し国民年金基金が支給する年金について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第二四条第一項関係）

2　老齢基礎年金の支給の繰上げの請求をした者に対し国民年金基金が支給する年金について、一の2に準じた改正を行うこととした。（第二四条第二項関係）

三　厚生年金保険法施行令の一部改正

1　厚生年金保険法第六条第一項第一号レの政令で定める者は、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士及び弁理士とすることとした。（第一条の二関係）

2　老齢厚生年金の支給の繰下げの際に加算する額について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第三条の五の二第一項関係）

3　厚生年金保険法第四六条第六項に規定する政令で定める給付に、老齢又は退職を支給事由とする給付であってその全額につき支給を停止されているものを加えることとした。（第三条の七関係）

4　老齢厚生年金の支給の繰上げの際に減ずる額について、一の2に準じた改正を行うこととした。（第六条の三関係）

四　確定給付企業年金法施行令の一部改正

企業年金連合会は、企業型年金加入者であった者の求めがあったときは、個人別管理資産の移換に関して必要な事項について説明しなければならないこととした。（第六五条の二〇関係）

五　確定拠出年金法施行令の一部改正

1　事業主は、その実施する企業型年金の加入者が資格喪失したとき等は、企業年金連合会への個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならないこととした。（第二五条第二項関係）

2　確定拠出年金法第六二条第一項第二号に規定する政令で定める者は、企業型年金規約において次のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者とすることとした。（第三四条の二関係）

㈠　事業主掛金を、一月ごとに拠出する方法以外の方法により拠出すること。

㈡　事業主掛金を、企業型年金加入者の区分に応じた各月の拠出限度額を超えて拠出すること。

3　確定拠出年金法第六二条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、繰上げ支給される老齢基礎年金又は老齢厚生年金とすることとした。（第三四条の三関係）

4　個人型年金加入者であって、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であるものの各月の拠出限度額について、六万八、〇〇〇円とすることとした。（第三六条第一号関係）

六　独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正

1　独立行政法人福祉医療機構は、年金担保債権管理回収勘定を廃止したときは、その廃止の際年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより年金特別会計又は承継債権管理回収勘定に帰属させるものとすることとした。（附則第五条の二第九項関係）

2　独立行政法人福祉医療機構は、労災年金担保債権管理回収勘定を廃止したときは、その廃止の際労災年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより労働保険特別会計に帰属させるものとすることとした。（附則第五条の二第一〇項関係）

七　健康保険法施行令の一部改正

健康保険法第三条第三項第一号レの政令で定める者について、三の1に準じた改正を行うこととした。（第一条関係）

八　継続被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置

1　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四〇号。以下「令和二年改正法」という。）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（以下「第八号施行日」という。）前において支給事由の生じた厚生年金保険法附則第一一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（以下「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。）の受給権者であって、次の要件のいずれにも該当する厚生年金保険の被保険者（以下「継続被保険者」という。）であるものについて、在職支給停止の計算を行う場合に、障害者・長期加入者の老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額に相当する部分の支給を停止しないこととした。（第五五条及び第六一条関係）

㈠　第八号施行日前から引き続き同一の事業所に使用される者であること。